

後期高齢者医療制度からのお知らせ

令和4年度 保険証（被保険者証）の

一斉更新について

■問合せ

住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)

■保険証が新しくなります!!

現在、使用中の黄緑色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となり、8月以降は使えなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、届いたら黄色の保険証をお使いください。

- ・新しい保険証の有効期限は令和4年9月30日です。窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に再度、全ての被保険者を対象に新しい保険証を交付します(窓口割合負担が変更にならない人も含む)
- ・紛失したり、汚れた場合は再交付しますので住民課国保医療グループにご連絡ください。

黄緑色から黄色になります



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月 30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
被住所	広城市連合長1丁目
被氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発行期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 (朱)

■減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証) 限度証 (限度額適用認定証) も新しくなります!!

現在、使用中の橙色の減額認定証と限度証の有効期限が7月31日で満了となり、8月以降は使えなくなります。引き続き交付対象となる人は、7月中に減額認定証と限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証と限度証をお使いください。

新たに必要になる人は、次の交付要件を確認の上、住民課国保医療グループへ申請してください。
※有効期間は8月1日～令和5年7月31日です。

新しい限度証は
水色

減額認定証の交付対象は、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人です

区分Ⅰ

- 世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人
- 世帯全員の所得が0円の人(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)
 - 老齢福祉年金を受給している人

区分Ⅱ

世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない人

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
被住所	広城市連合長1丁目
被氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 (朱)

限度証の交付対象は次の3区分のうち現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する人です

現役並みⅠ

現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の人と、その人と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅡ

現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅢ

住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
被住所	広城市連合長1丁目
被氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 (朱)